



平成 29 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 日 新 製 鋼 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 喜 俊 典  
(コード番号：5413 東証第一部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 榊 信 行  
(TEL. 03-3216-5566)

**株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の廃止及び  
新株予約権に係る発行登録の取下げに関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 10 月 1 日の取締役会において、不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取組みとして、「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下、「本ルール」といいます。）を導入しましたが、本日開催の取締役会において、本ルールの廃止を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本ルールの廃止

当社は、平成 24 年 10 月 1 日開催の取締役会において、有効期間を施行日から 6 年間とする本ルールの導入を決議し、同日付で導入いたしました。また、本ルールの規定に従い、平成 26 年 9 月 26 日及び平成 28 年 9 月 29 日開催の取締役会において、本ルールの見直し検討を行っておりますが、特段の変更を行わない旨を全会一致で決議しておりました。

こうした中、平成 29 年 2 月 3 日より新日鐵住金株式会社（以下「新日鐵住金」といいます。）による当社株式の公開買付けが開始され、平成 29 年 3 月 7 日付プレスリリース「新日鐵住金株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 29 年 3 月 13 日をもって新日鐵住金による当社の子会社化（以下「本子会社化」といいます。）の手続きが完了し、当社は新日鐵住金の子会社となりました。

本ルールは、具体的な買収提案が行われた時点における株主の皆様が十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることに加え、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうこととなる悪質な株券等の大量買付けを阻止することを目的として、定められたものです。本子会社化後も当社株式は株式会社東京証券取引所において上場を維持しておりますが、本子会社化及び上場会社株式の公開買付け規制に係る法制面の整備等の諸状況を踏まえ、本ルールを引き続き維持する必要性は薄れたと判断されることから、本ルールの規定に従い、本日開催の取締役会で本ルールの廃止を決議したものです。

なお、当社は今後、新日鐵住金グループの一員として同社と緊密に連携しつつ、本子会社化による各分野でのシナジー具現化に取り組むとともに、コア製品戦略の見直しや呉製鉄所の高付加価値化などの徹底した事業基盤の強化と企業価値向上に努めてまいります。

2. 新株予約権に係る発行登録の取下げ

本ルールの廃止を踏まえ、平成 28 年 10 月 14 日付で提出した新株予約権証券に係る発行登録について本日付で取り下げを行いました。

(ご参考) 平成 28 年 10 月 14 日付で提出した新株予約権証券に係る発行登録の内容

- |              |  |
|--------------|--|
| 1. 募集有価証券の種類 | 新株予約権証券  |
| 2. 発行予定期間    | 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで<br>(平成 28 年 10 月 23 日から平成 30 年 10 月 22 日まで)       |
| 3. 募集方法      | 新株予約権無償割当て   |
| 4. 発行予定額     | 430,000,000 円<br>(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額(無償)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) |

以 上